

平成27年度第2回平川市総合教育会議議事録

1 日 時 平成28年2月19日(金) 午前10時30分～午前11時10分

2 場 所 平川市役所3階応接室

3 出席者

(1) 市長 長尾 忠行

(2) 教育委員

委員長 内山 浩子

委員長職務代理者 工藤 甚三

委員 佐々木 幸子

委員 葛西 万博

委員 駒井 優子

委員(教育長) 柴田 正人

4 事務局

(1) 教育委員会

事務局長 小林 留美子

学校教育課長 大湯 幸男

学校教育課長補佐 小田桐 農夫吉

指導課長 羽賀 義易

指導課長補佐 田辺 真一

指導課主任指導主事 桜庭 裕之

指導課指導主事 荒田 孝将

(2) 総務部

総務部長 鳴海 和正

総務部総務課長 白戸 照夫

5 会議の次第

(1) 開会

(2) 市長挨拶

(3) 議事

- ・平川市いじめ防止基本方針案について

(4) 閉会

6 会議の概要

- 総務課長 　　ただいまから第2回平川市総合教育会議を開催させていただきます。会議に先立ちまして、長尾市長よりご挨拶を申し上げます。
- 市長 　　本日は大変ご多忙の中、第2回平川市総合教育会議にお集まりをいただき、誠にありがとうございます。
- また、内山教育委員長をはじめ、教育委員の皆様には日頃より本市の教育振興のためご尽力をいただき、心より感謝申し上げます。
- さて、本日の案件は、平川市いじめ防止基本方針案についてであります。
- いじめの問題は、どこの学校でも起こり得る課題であります。そのため、いじめ防止基本方針は、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が当市において体系的かつ計画的に行われるための方針を定めるためのものであります。
- 平川市いじめ防止基本方針が、より実効的な基本方針となるよう、教育委員の皆様から活発なご意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。
- 総務課長 　　それでは、平川市総合教育会議設置要綱第4条第3項において「会議の議長は、市長をもって充てる。」とありますので、ここからの進行は、長尾市長にお願いいたします。
- 市長 　　それでは、議事を進行させていただきます。皆様のご協力を得まして、円滑に議事を進行して参りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。
- 議事の1「平川市いじめ防止基本方針案について」、事務局より説明をお願いします。
- 指導課長 　　最初に平川市いじめ防止基本方針の策定根拠及び経緯について、ご説明させていただきます。その後、「平川市いじめ防止基本方針案」について、ご説明いたします。
- まず、平川市いじめ防止基本方針の策定根拠及び経緯についてであります。平成23年滋賀県大津市におけるいじめによる中学生自殺事件を契機として、いじめ問題に社会総がかりで対峙するため、いじめ防止対策推進法が平成25年9月に施行されました。同法第11条に基づき、国ではいじめ防止基本方針を平成25年10月に策定しております。また、同法第12条では、地方いじめ防止基本方針を定める努力義務が示されております。同法第13条では、学校いじめ防止基本方針を定める義務が示されていることから、県教育委員会の指示を受け、市教育委員会指導課の指導の下、市内全小中学校で平成26年3月末に学校いじめ防止基本方針を定め、同年4月より運用して参りました。
- 青森県では、青森県いじめ防止基本方針を平成26年6月に策定しております。これらを受けまして、市教育委員会では、いじめ対応マニュアルを作成し、学校が策定する学校いじめ防止基本方針の策定に係る指導・助言をして参りました。
- 今後の流れとしまして、本日の総合教育会議において平川市いじめ防止基本方針についてご審議いただき、平川市いじめ防止基本方針を策定した後、いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づき、平川市いじめ問題連絡協議会設置要綱案を市教育委員

会においてご審議いただき、設置する予定となっております。また、同法第14条第3項に規定されている附属機関として、「平川市いじめ防止対策審議会設置条例案」を3月議会に提案する予定であります。

このような経緯で、本日、平川市いじめ防止基本方針案をご審議いただくことになっております。

それでは、平川市いじめ防止基本方針案について、ご説明いたします。

平川市いじめ防止基本方針案は、いじめ防止対策推進法第12条に基づき、国のいじめの防止等のための基本方針及び青森県いじめ防止基本方針を参酌して作成いたしました。

本案は、第1「いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」、第2「いじめ防止等のための対策の内容に関する事項」、第3「その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」の3つの分野で構成しております。

最初に、第1の「いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」について、ご説明いたします。

まず、国のいじめに対する方針を踏まえ、いじめの防止等の対策に関する基本理念を記載しております。次にいじめ防止対策推進法はいじめの定義、いじめの理解については国のいじめの防止等のための基本的な方針を受け、いじめの特徴や行動について記載しております。いじめ防止等に関する基本的な考え方では、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、家庭や地域との連携について、また、関係機関との連携についての5項目に分けて記載しております。

次に、第2の「いじめ防止等のための対策の内容に関する事項」について、ご説明いたします。

大きくは、市が実施する施策、教育委員会が実施すべき取組、学校が実施すべき取組、家庭・地域及び関係機関等における取組の必要性、重大事態への対処の5つに分けて記載しております。

まず、市が実施する施策は4点ございます。

平川市いじめ防止基本方針の策定は、現在、ご審議いただいております。

次に、平川市いじめ問題対策連絡協議会の設置は、いじめ防止等に関係する機関及び諸団体との連携を図るために設置するものであり、現在、平川市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱を定めるための準備をしております。

次に、平川市いじめ防止対策審議会の設置では、同審議会はいじめ防止等の対策、重大事態等への調査を行う組織であり、法律・医療・心理・福祉等専門的知識を有する第三者により構成されるものです。重大事態が発生し、市教育委員会が調査を行う場合は、本審議会が調査を行うこととなります。また、本審議会は、市教育委員会の附属機関として設置するものであり、3月議会に「平川市いじめ防止対策審議会条例案」を提案する予定になっております。

次に、市長による再調査及び措置では、市教育委員会から重大事態に関する報告を受けた市長が、必要と認めるときは、附属機関を設けて再調査を行うこと等を記載しております。専門的知識・経験を有する第三者により、構成されるこの附属機関につ

いては、今後、立ち上げていく予定でございます。

次に、教育委員会が実施すべき取組では、いじめ防止等のための取組、いじめに対する措置、重大事態への措対処、学校評価の留意点、教員評価の留意点、学校運営改善の支援の5つに分けて記載しております。

いじめ防止等のための取組では、道徳教育の充実、児童会・生徒会が中心となって自主的に行う活動の充実、いじめをなくそうとする意識啓発のための充実等に取り組んでおります。

また、いじめに対する措置では、学校から報告を受けたときは、必要な支援及び指導・助言又は必要な調査を行うこととしております。

次に、学校が実施すべき取組では、いじめ防止対策推進法の制定を受け、市内全小中学校において、学校いじめ防止基本方針を平成26年3月に定め、いじめ防止等のための組織を設け、いじめの未然防止に取り組んでおります。

次に、家庭・地域及び関係機関等における取組の必要性では、いじめの防止については、社会全体で子ども達を見守る環境が必要であることから、家庭・地域、関係機関で取り組んでいただきたい事項について記載しております。

次に、重大事態への対処では、重大事態が発生した場合の対処の詳細について記載しております。重大事態とは、「いじめにより児童等の生命、心身又は財産に大きな被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」であります。重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会を通じて市長に報告することになっております。報告を受けた市教育委員会は、その事案の調査を行う主体が学校又は教育委員会であるかを判断し、調査を行う組織を設定することとしております。調査主体が市教育委員会と判断された場合は、平川市いじめ防止対策審議会により調査を実施することとなります。また、調査主体が学校と判断された場合は、学校いじめ防止基本方針に示されている既存の組織に必要な専門家を加え、調査を実施することとなります。

調査結果の提供及び報告では、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任や、市長に対する報告の義務について記載しております。また、市長による再調査や議会への報告についても記載しております。

次に、第3の「その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」について、ご説明いたします。

ここでは、平川市いじめ防止基本方針の見直し時期について記載しております。

以上、ご説明いたしました「平川市いじめ防止基本方針案」について、ご審議をお願い申し上げます。

市長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、平川市いじめ防止基本方針案の内容についてご意見、ご質問があればお願いします。

工藤委員 　　いじめは絶対に許されないものでありますが、どこでも起こりうるものです。これまで平川市では、いじめ防止については、一生懸命取り組んでいるということ。また、保護者とも連携し、その問題に取り組んでいるという実態はあると思います。

　　国がこのような法律を制定したということも含めて、自治体にもきちんとやるよう

に努力が求められているという状況の中で、今回、このようになったと思いますが、平川市の今のいじめの実態はどういう状況にあるのか、お分かりになりましたら教えていただければと思います。

荒田指導主事 本市の場合、ここ数年来、小学校では若干、増加傾向で推移しています。中学校では若干、減少傾向にはありますが、県の会議でもこれからはもっと積極的にいじめの認知を心掛け、すぐに先生の指導が入っていじめが終わってしまったことについても、学校では終わったことではなく、あればあったということを中心に数えていこうというスタンスでした。

したがって、例年、それなりの件数は発生しております。ただ、ここ数年来、重大事案については発生しておりません。

市長 他にご意見・ご発言はございませんか。

教育長 平成27年度の県、市町村、各学校の基本方針の制定、いじめ防止対策協議会、附属機関の設置状況ですが、本市では全ての学校で学校がいじめ防止基本方針を策定し、取り組んでおります。また、教育委員会の附属機関につきましては、全国の平均値が市町村では40.4パーセントであります。

そのような状況から、平川市の取組は、いじめ防止基本方針、組織を整備し、いじめの防止をもっときめ細やかにやろうということでありますので、大変意義深いものと考えております。

平川市では大きな事故等はありませんが、小さいいじめのサインも見逃すことなく、是非、取り組んでいただければと思っております。また、いじめの件数の多い、少ないで一喜一憂することなく、積極的に学校側が子ども達がいじめに対するサインを見逃さないという環境作りが大事でありますので、学校訪問等を通じまして指導・啓発していただければと思います。

市長 他にご意見・ご発言はございませんか。

内山委員長 重大事態の一つに、いじめが原因で30日学校を欠席することを余儀なくされている場合とありますが、本市においては、30日程度欠席した子どもがどの位いるのかということと、いじめの関係がどうなっているのか調査していますか。

荒田指導主事 本市の全小中学校から毎月、問題行動及びいじめに特化した報告書を市教育委員会へ提出していただいております。また、欠席日数等も3日以上になれば提出していただいております。

それで、いじめの有無及び欠席日数双方のデータが見れますので、確認できる状況にあります。

いじめも長期欠席も関連付けて確認しておりますが、本市では今のところ、いじめが原因で長期の欠席に至っているという報告はございません。

また、もし様子がおかしい子どもがいた場合、途中で欠席の理由が変われば駄目ですので、その子どもと時々話をしたり、又は面談をした時に、どうして休んだのかも記録を残していただくという話は、学校に伝えております。

市長 本市においては、重大事態に繋がるような30日以上欠席の子ども達は、今のところいないということですね。

指導課長 はい。

市長 平川市いじめ防止基本方針に基づくいじめ対応マニュアルについては、よろしいですか。

指導課長 このマニュアルは、いじめ防止対策推進法が制定され、各学校で取り組まなければならない学校に対する指導のためのマニュアルでございますので、法に逸脱しない内容で作成しております。

市長 他にご意見・ご発言はございませんか。

内山委員長 平川市いじめ防止対策審議会条例と平川市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱は審議するのですか。

事務局長 平川市いじめ防止基本方針案のみ審議することになります。

工藤委員 いじめ防止対策推進法の雑則で、学校評価における留意事項ということが規定されています。

市教育委員会では、各学校から報告をいただき、いじめの状況をきちんと把握しているということですが、いじめの積極的認知に努めた結果、認知件数が増えることもあると思います。いじめが起きたからその学校の評価が悪いとか、先生が不親切だとかということではなく、きちんとサポートしたり、いじめの対策が悪い評価に繋がらないような配慮について、平川市いじめ防止基本方針案に表現されているのでしょうか。

指導課長 学校評価に係る部分はありませんが、小さいいじめ行為であっても市教育委員会へ報告し、それが早期に解決できましたということ、そこに重きを置いて指導してくださいということを学校には指導しております。

市長 学校評価に対するいじめの発生等に対する影響等の質問もあったかと思いますが。

事務局長 平川市いじめ防止基本方針案は、いじめ防止のための子ども達に対する指導とか、対処方法等についての方針を定めるものでございます。いじめ防止対策推進法に規定している雑則の学校評価における留意事項については、この基本方針では定めておりません。

工藤委員 このようなものを作ると先生も委縮する、そのようなことがないようにマニュアルの中にも示されると思っております。

また、いじめという問題が学校で起こった時に、学校は、何をしているんだという一般的な目が当然有る訳ですが、起こった事にきちんと対応しているかどうかも問われます。いじめが起きたからというだけで学校の評価を下げるとか、そのようなことにならないように。方針を作る段階では、先生方への配慮、サポートも込めておいた方がいいと思います。法律の雑則で規定することの意図するところはどういうことなのかという部分も見ておいていただきたいと思いました。

市長 工藤委員は、いじめの件数だけで学校評価に悪い影響があってはいけないという思いを込めてのご発言だと思いますが、その辺は大丈夫だということよろしいですか。

工藤委員 はい。

市長 他にご意見・ご発言はございませんか。

駒井委員 子ども達のいじめのサインを見逃さないというのは学校の現場では先生ですが、家

庭に戻れば親なり地域の人たちの協力も大事だと思いますので、平川市いじめ防止基本方針案、平川市教育委員会いじめ防止基本方針に基づくいじめ対応マニュアルは、誰が見ても分かるような理解のできるこのような細かな策定が大事だと思いますので、私はこの基本方針に沿ったやり方、また、内容もすごく分かりやすいので、このような方針で作っていただければと思います。

市長 他にご意見・ご発言はございませんか。

葛西委員 家庭での役割といいますか、責任の部分でしっかりと子ども教育について保護者、家庭での取組が重要であると、改めて分かった次第です。

駒井委員が申し上げた通り、まずは家庭での基本的な教育だと思いますので、親御さんがこのようなことについて、理解していけるようなそういう基本方針であればいいと思います。これで、まずは分かりやすいので、よろしいかと思います。

市長 ありがとうございます。他にご意見・ご発言がないようでありますので、「平川市いじめ防止基本方針案について」は、これで調整されたことといたしたいと思いません。

市長 次にその他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

学校教育課長 特にありません。

市長 以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

教育委員の皆様からは、たくさんのご意見・ご発言、ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。